

後期高齢者医療費通知書の発行申請を受け付けます

税制改正により、確定申告の医療費控除に、島根県後期高齢者医療広域連合から送付される医療費通知が使用できるようになりました。希望される方は市町村窓口で申請をお願いします。すでに申請されている方は、改めて申請する必要はありません。

医療費通知発送時期 平成 30 年 1 月中旬
対象受療年月 平成 29 年 1 月～ 10 月
申請期日 平成 29 年 12 月 22 日 (金)
申請窓口 市役所保険年金課 (☎ 2 1 - 6 9 8 3)、各支所担当課窓口
 (電話での申請も受け付けます。)

- ※ 11 月、12 月受療分については、医療機関が発行する明細書、領収書を申告に使用してください。
- ※ 療養費通知 (柔道整復、あん摩マッサージ、はりきゅう) については、平成 30 年 1 月送付予定分と平成 29 年 7 月、11 月送付分をあわせて申告に使用してください。また、10 月～ 12 月受療分については施術所が発行する明細書、領収書が必要です。
- ※ 保険外診療を受けた場合は、申告に使用するため、医療機関が発行する明細書、領収書の保存が必要です。

おたずね / 島根県後期高齢者医療広域連合 ☎ (0852) 20-7525

税務署からのお知らせ

医療費控除の申告が変わります！

1 医療費の領収書の提出が不要になりました。

● 税務署へ提出する書類

書類の名称等	書類の例示等
医療費控除の明細書	様式は国税庁ホームページに掲載されています
医療費通知	健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など <small>※ 次の項目が記載された医療費通知に限りです。</small> ① 被保険者等 (又はその被扶養者等) の氏名、② 療養を受けた年月、③ 療養を受けた者の氏名、 ④ 療養を受けた病院・診療所・薬局その他の者の名称、⑤ 被保険者等又はその被扶養者等が 支払った医療費の額、⑥ 保険者等の名称
使用証明書など ※提示でも可	寝たきりの人のおむつ代費用の場合「おむつ証明書」など
(下記「セルフメディケーション税制」の適用を受ける場合) 健康の保持増進等の取組を行ったことを明らかにする書類 ※提示でも可	・ 定期健康診断等の結果通知書 ・ インフルエンザの予防接種の領収書 など

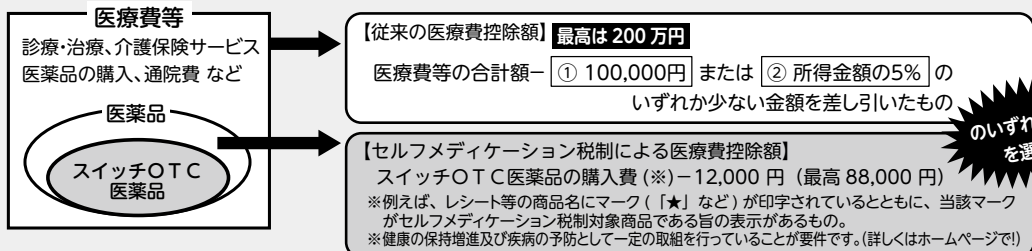
● 自宅等で保存する書類

医療費の領収書 ※ 確定申告期限から 5 年間、税務署から領収書の提示又は提出を求められる場合があります。
※ 「医療費通知」により申告した医療費に係る領収書は「保存不要」です。

● 適用開始時期 「平成 29 年分以降の確定申告書を平成 30 年 1 月 1 日以後に提出する時から」となります。

2 セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例) が創設されました！

● 制度の概要



平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等 (スイッチ OTC 医薬品) 購入費を支払った場合は、従来の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を適用することができます。

確定申告を提出される方へ



申告書は、国税庁ホームページで作成できます。
 国税庁ホームページ www.nta.go.jp

作成コーナー 🔍 検索

マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付を忘れずに!

作成した
申告書等は...



おたずね / 出雲税務署 ☎ 21-0440

新築住宅に対する固定資産税課税免除制度の適用期間を延長しました。



平成31年1月1日までに新築された家屋が対象です。

出雲市では、新築住宅に対する固定資産税課税免除の制度を定め、平成22年から新築された家屋を対象に地域経済の活性化と定住促進を目的に、固定資産税の一部を免除（軽減）する支援制度を進めてきました。

この制度は、出雲市独自の制度であり、平成30年1月1日までに新築された家屋が対象となっていたが、この度、適用期間を1年延長し、平成31年1月1日までに新築された家屋を対象としました。

なお、この制度は、平成31年1月1日までに新築された家屋で終了となります。

適用の要件：次の全てを満していること

- ①平成31年1月1日までに新築された家屋
- ②新築の住宅（入口・トイレ・台所）であること
- ③居住面積が50㎡以上280㎡以下であること
- ④市内業者が施工した住宅であること
- ⑤住宅の所有者に市税等（国民健康保険料を含む）の滞納がないこと



適用の期間：3年間

適用の範囲：最大120㎡までの家屋の固定資産税がかかりません。

申請等：この制度には、申請が必要となります。

詳しくは、出雲市のホームページもしくは、市役所資産税課までお問い合わせください。

おたずね ☎ 21-6820（資産税課家屋係）

【例】固定資産税を㎡当たり、1,100円として算出した場合

